

岐阜県本社機能移転促進事業補助金

補助金制度の目的

若い世代を中心に働く場を求めて大都市へ人口が流出し、本県の人口減少が続いており、地方創生の観点からも若い世代が安心して働ける雇用の場を更に創出することが求められている。

大都市圏から本県への企業の本社機能移転を支援することで、雇用の場や税収の増加を見込むとともに、若い世代の大都市への流出防止や地元企業等の取引増加を図る。

補助金制度の概要

1 補助対象者

県外から県内に本社機能を移転する県外の企業

※ 本社の所在地が県外にある企業で、風俗営業等を営む企業を除きます。

2 補助対象施設

本社機能を有する事業所

① 調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、
その他管理業務部門の事務所

② 研究所又は研修所

3 補助要件

(1) 本社機能を有する事業所を新設又は増設する場合

① 初期投下固定資産額2,000万円以上（中小企業1,000万円以上）

② 新規地元常用雇用者5人以上（中小企業2人以上）

③ 市町村の優遇策を受けること

(2) 本社機能を有する事業所を賃借する場合

① 新規地元常用雇用者5人以上（中小企業2人以上）

② 市町村の優遇策を受けること

※ 中小企業（例）

製造業・・・資本金3億円以下又は従業員数300人以下の企業

4 補助金の額

(1) 本社機能を有する事業所を新設又は増設する場合

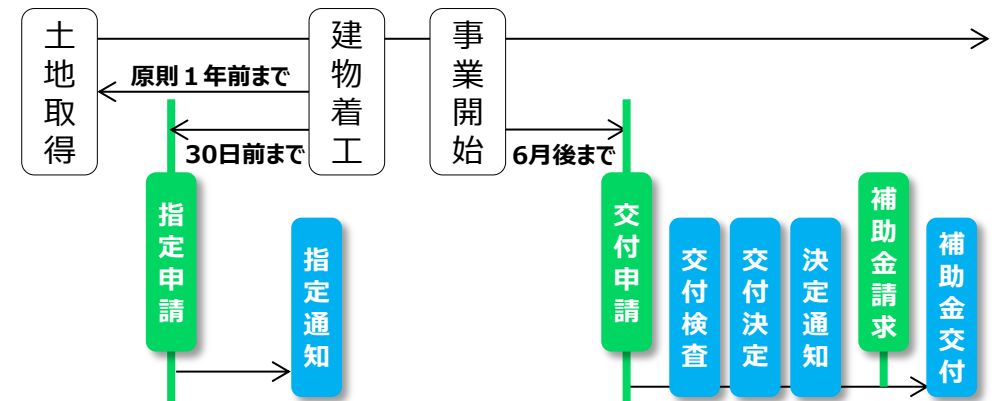
初期投下固定資産額の10%以内の額

(2) 本社機能を有する事業所を賃借する場合

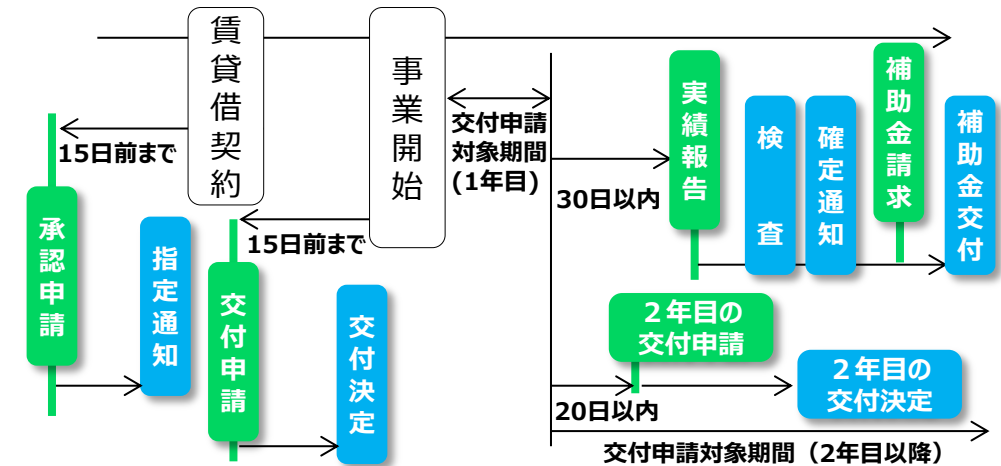
賃借料の50%以内の額

補助金交付までの手続き

● 本社機能を有する事業所を新設又は増設する場合



● 本社機能を有する事業所を賃借する場合



お問い合わせ先

岐阜県 商工労働部 企業誘致課 立地支援係

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

TEL. 058-272-8370 (直通)

FAX. 058-278-2659